

乙第九号証

Jun. 10, 1983

社団
法人

日本書籍出版協会会報

No. 339

昭和58年6月10日号

日本書籍出版協会
東京都新宿区松町6番地
電話 東京 03(268)1301代表

主な内容

- ★出版契約書調査結果 4 頁
- ★台湾の著作権事情 6 頁
- ★新刊図書展示会 7 頁

副
本

連合ノキシコ大会が、メキシコシティーにおいて開催される。
国際出版連合（在ジュネーヴ）は現在四十三カ国の各國を代表する出版団体が加盟し、構成している。わが國からは当協会が昭和三十三年に加盟している。大会は各国出版人が参加し、加盟国持ちまわりで四年に一回開かれており、昭和五一月五月、第二〇回大会を京都及び東京で開催し、三十八カ国、七百名、わが国出版人も含めると一千三百五十五名が参加した。前回の第一回大会は、ストックホルムにおいて行われ、わが國出版人八十一名が参加している。メキシコ大会事務局も、第二二回大会にわが國からの多数の参加を期待している。五月二十四日の当協会理事会においても、この大会に対し前回大会同様、多数の当協会員社が参加することを目標に、早急に会員社に對し参加懇意を行っていくことにした。新媒体、著作権、複写複製、出版の自由など、世界の出版人が共通し当面している諸問題について、一堂に会して討議する意義は大きく、多数の会員の参加が期待される。メキシコ大会の要は次の通りのものである。

大会開催期日＝昭和五十九年三月十一日より十六日まで

「カミノ・リール」
使用言語＝英・仏・独・西・日の同時
通訳（なお、日本語の同時通訳は、大会事務局作製の大會要綱には行うこととなつてゐるが、當協会は現在、条件など詳細打診中である）。

登録料＝五百米ドル、同伴者は三百米ドル、宿泊設備＝大会事務局が四段階のホテルを確保している。一泊一〇〇米ドル、九〇米ドル、六〇米ドル、三〇米ドル、（参加者の正式申込書を送付する際、あわせてホテルも確保することとなる）。

大会日程と議題
3月11日（日） 登録
開会式 メキシコ大統領の開催挨拶
歓迎カクテル・パーティー

3月12日（月）
新媒体 文書配達、ワールド・サブラ
イ・ネットワーク、電子出版
この議題の基調講演を、わが国のソニ－盛田会長に行ってほしいとの要請があり、盛田会長の内諾を得ている。

議題II、識字能力改善基金の拡大による図書館活動の強化、図書目録の困難性

専門的研修
市内見学（リフォルマ大通り、大司教礼拝堂、ディエゴ・リベラの壁画で有名）

3月13日（火）
著作権＝著者と出版者の権利、複写複製の存続、公共貸出の開発と著作権、保護の存続、公其貸出の開発と著作権、保

3月14日（水） 一日観光旅行
人類学博物館、テオティワカンのピラミッド、メキシコ民俗パレード他

3月15日（木） ラテン・アメリカ・デニ夜＝テボストランでのメキシコバー

ERLALの出版促進活動、読書習慣の開発、ラテン・アメリカの配給ネットワークの現状と将来、出版の経済、開発途上国の著作権譲渡、ラテン・アメリカの海賊版、ラテン・アメリカの本の生産、ラテン・アメリカの輸送方法、開発途上国の科学・技術・医学情報の伝達、ラテン・アメリカの図書館
市内見学（大学都市とサン・アルヘン）

3月16日（金） 出版の自由
全体会議、決議と勧告
サヨナラ・パーティー

このほか、大会終了後三つの旅行計画を大会事務局は立案している。當協会は参加者募集確定後、詳細を決める予定としている。

IPA大会へ多数参加を
第22回大会明年三月メキシコで

な国立宮殿等、

3月13日（火）、

著作権＝著者と出

版者の権利、複写複

製、海賊版、新媒体

の開発と著作権、保

護の存続、公共貸出

(5月)

**理
事
会
報
告**

第二回理事会は五月二十四日(火)三時から開催され、服部敏幸
理事長、武内俊三副理事長、村山貞也専務理事、青木春雄、岡本陸
人、森山申雄、横山実、今村広、金原秀雄、南條正男、鶴潤年祐、
前田亮治、渡辺睦人、神戸祐三、秋田一季、中森季雄、千葉源蔵、
西谷能雄、長坂一雄、山崎誠、河中一学の各理事(委任状を含め三
一理事出席)と河相全次郎、鈴木敏夫の両監事出席。当日の主な協
議事項ならびに報告事項は次の通りである。

退会二社を決める

出版活動を停止している左記の二社に
ついて審議の結果、事情やむを得ないこ
ととし、その退会を決めた。

千代田書房 代表者|田中 元次
住所|東京都千代田区神保町一
四

三〇周年記念事業 委員会発足決める

二つの協力金の 拠出方法決める

予算、スケジュールなど検討することと
し、実際に製作するすれば、別途に執
筆者、担当者などを決め、進行に当つて
いくこととした。

三〇周年記念事業 委員会発足決める

昭和六十二年に当協会創立満三〇年を迎える。かねてから、三〇周年には記念事業として「書籍協会三〇年通史」の作製と、当協会が創立一〇周年の際作製した日本出版百年史年表を改訂し、日本出版百二十年史年表、作製の研究をすべきとの意見があり、そのための委員会を早期に発足させ、準備に当たるべきだとの意向が理事会にあった。そして、前月の理事会への「二五年史料刊行委員会」からの答申、(二五年史料の刊行を見送

り、三〇年通史作製に集中するとの趣旨)を受け、この日の理事会に、三〇周年記念事業委員会委員案が提出された。

理事会では委員会委員の人選結果を承認し、委員会は、三〇年通史、日本出版百二十年史の製作の可能性、製作方法、

昨年末から出版業界五団体において、
出版業界としての読書推進策を行うこと
とし、各種事業内容を決めるとともに、
それをを中心となつて推進していく団体を
決めた。当協会は、明年行う展示即売会
の研究、はがきによる読者からの評の募集、
各種講演会の開催、外部への働きかけなどを行ふこととなり、展示即売会については、販売委員会の図書普及小委員会が中心となり研究を開始した。

理事会には、図書普及小委員会の研究途上経過の報告が行われた。特に昭和三〇年展示会場とする場合の、可能な時期や予算等が報告された。理事会は、展示会を行ふにても各種問題が予想され、なお事長が参加し、また分科会には村山専務理事、前田常任理事が参加し、また、八月にはコミュニケーション83・フェアが行われたり、秋口に完成予定の報告書に小委員会で研究を深めることを決め、ま

も、コミュニケーションにおける出版物の重要性を強調し、盛り込んでいく計画

である。これら事業は、各民間団体、企業からの寄付金で推進されるが、国内委員会から当協会に対し、参百万円の拠出要請が行われ、理事会では既にこれを受ける方向としていた。

この問題とは別に、日本図書コードの普及事業について、あと一年をめどとし、出版業界四団体に提出を依頼することとが、日本図書コード管理委員会で決まり、当協会理事会も五百万円の負担をすることを決めていた。

この日の理事会では、両者の提出について、從来の剩余金積立てをとりくずして、提出していくこととした。

会員社へ大会概要を知らせ、参加の意願を行つていくことにした。また、大会では新規媒体、著作権、流通、出版の自由その他が討議されるが、参加者が確定した段階で、わが国からそれぞれの問題について何を発言していくか、参加者を中心に討議していくことにした。

国際出版連合メキシコ大会参加を検討

明年来三月十一日から国際出版連合メキシコ大会が行われる。当協会ではこの大会に多数の会員社が出席するよう、近く会員社へ大会概要を知らせ、参加の意願を行つていくことにした。また、大会では新規媒体、著作権、流通、出版の自由その他が討議されるが、参加者が確定した段階で、わが国からそれぞれの問題について何を発言していくか、参加者を中心に討議していくことにした。

音楽著作物の使用料問題について、当協会として日本音楽著作権協会に提示していく案が示され、理事会はこれを了承した。

報告事項は事務局から一括報告が行われた。日本書籍総目録八三年版の進行状況が、取次会社への輸入部数など中心に報告された。また返品減少問題については、書店との懇談会を五~六名の研究員を中心に行う予定であることも報告された。著作権問題については、改正に対する研究が進んでいることが、新媒体研究については「N.S.」の出版・印刷に与える影響の研究が進んでいる旨報告された。関西例会は六月十日を行い、二常任理事が出席する。

著作権法改正問題検討

当協会の意見書まとめ急ぐ

著作出版権委員会は現行著作権法の改訂の動きにあわせ、それに対し当協会から意見を伝えるため、運営委員会を中心として、第一、第二、第三の各分科会（複写複製研究）も、東洋的権利処理機構について、出版界としての考え方をまとめるための大詰めの討議を行つており、第二分科会（出版契約）も、出版契約書ヒナ型（一般用）解説書作成のため、昨年作成したヒナ型の逐条検討を進めている。

運営委員会は五月十九日（木）三時、三十日（金）三時の両日、小委員会を開催した。両日の会合では、定義（二条）に、電子的手段による著作物を盛り込むべきか、その必要性などについて検討をした。また、七十九条、八十一条の出版権をまとめるための大詰めの討議を行つており、第二分科会（出版契約）も、出版契約書ヒナ型（一般用）解説書作成のため、昨年作成したヒナ型の逐条検討を進めている。

八四年版の製作方法検討

八三年版の販売は好調に進行

日本書籍総目録実行委員会は、五月三十一日（火）正午から委員会を開催し、八三年版の販売状況、八四年版の作製方針などについて検討を行つた。

八三年版については、定価三万五千円で、六千五百部印刷され、三十、三十一日両日にわたって、各取次会社に第一回搬入が行われた。両日にわたる搬入部数

運営委員会で六月に今一度討議を進め、その結果を全体委員会で審議し、著作権法改訂に対する委員会案を、六月の理事会に提出していく予定とした。

なお、第一分科会は十六日（月）三時から、小委員会合同会を、第二分科会は二十六日（木）三時からそれぞれ開催している。

アメリカ出版事情聞く

三部会合同にて二回目の講演会

文学藝術、辞典学習書、児童の三部会は合同して、五月十二日（木）二時から部会を開催し、アメリカ出版業界の現状について、辰巳出版、椿編集長の話を聞いた。椿氏は最近目にいたアメリカ出版事情を伝える記事を例に引き、最近の傾向を伝えた。特に、ベストセラー

情報は、本らしい本とノン・ブックの二種にわけて知らせるべきだとの意見が出ていること（ノン・ブックが常に上位を占める）とか、従来の出版物をカナダ、ドライとかシーケラムなどの大企業にまとめて買いしてもらひ、企業PRに利用しているなどの幾つか例をあげた。そのほ

十万余点の掲載点数の何割に付されるか、表示した場合どれ程の貢献となるか、総目録の定価にどれ程はね返るかの問題で意見交換された。また校正や電算機処理の問題についても意見交換した。

この日の結論としては、掲載出版物にあまりISBNの記入が行わない場合は、読者や利用者がISBNを利用しないことにもなり、原稿出稿の際は、ISBNの付されているものは原稿に記入し、電算機中には入力するが、少ない場合は目録そのものに表示するか否かは、加えるかどうかが検討された。特に、三

短冊のルール化問題で取扱と研究会

販売委員会の流通改善小委員会は、五

月二十三日（月）三時から取次協会の研究委員と合同研究会を開催した。この日

は前回に引き継いで、注文短冊のルール化について意見交換された。特に、ルール化の起算を取次会社到着日とするか、出版社への到着日とするかなど、各出版社からの商品に要する取次会社のデータをもとに検討を行つた。そのほか、返品減少について、近く日書込と出版社（研究員）と懇談を行う。

か、アメリカの統計数字をあげ、ペーパーパックの点数が最近点数減少の傾向にあること、定価の傾向などにふれた。またアメリカ出版社の事情にふれ、編集長の権限の大きいこと。出版社の仕組、編集会議の様子と意見決定権、労務管理の実態、広告の取り方と考え方、原稿料計算方式などの例をあげ、自・米の比較を行つた。また原稿計算様式、その内容や間接費の例などを引いた話をした。また読者の傾向として、本を読む場所はどこか、多く読まる部門などについてふれ、また書店のニチヨウの販売量が全体の三四・四〇%を占め、編集企画面に對して、これら書店の意向が反映するようになっていることなどふれた。最近の特に世界の出版事情をリードするアメリカの様子がわかり、わが国にも思ひ当る面の多い講演であった。当日の出席者は四十五部会員であった。

出版契約・海賊版・複写複製

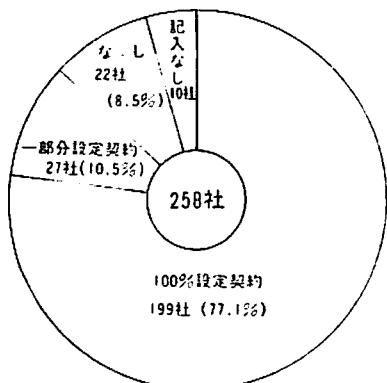
調査の結果まとまる

出版契約書ヒナ型の改定問題、複写複製問題を研究している著作・出版権委員会は、その参考とするために、この度、会員出版社四二〇社を対象として、出版契約の実態等を調査し、これをまとめた。

教科書危険に因する調査は、昭和五十四年にも実施されたか、今回も実施され、版被害の実態と、複写複製に関する調査も追加された。

出版契約にあたって必ず契約書を締結しているのは一三九社で、これは、回答総数の五二%にあたる。これに、出版点数の半数以上、契約書を結んでいる社を加えると、二〇九社（七八%）になる。全くとりかわしていないと回答したのは四社であった。回答の比率は、前回調査

第1図 出版契約書をとりかわす割合



第2図 契約書中設定契約の割合

イ、ヒナ型をそのまま使用九六卦ロ、一部修正して使用六四卦ハ、自社独自の契約書を使用六六卦

イとハの併用
ロトハの併用
その他
記人なし
次に、書協ヒナ型を修正している場合
の修正条項をみると、その主なものは、
九条（原稿等の引渡し）、一一条（定価
・造本・部数等）、一二条（発行期日）、
一七条（発行部数の報告）、一九条（二
次的使用）の修正、削除である。また、
著者買上げ条項を追加する、使用料関係
などを条文外に記載するなどの修正もみ
られた。

四、文庫化など二次出版許諾の事例

出版権設定契約を結んでいる二一七社
のうち、他の出版社に一次出版（文庫・
全集収録等）を許諾したことのあるのは
一三三社（四九・六%）で、前回調査の
七二社（三七・三%）を大きく上まわっ
た。

その内訳、契約書の有無、許諾の条件
は、第一表の通りである。

五、翻訳・映画化など二次的使用の例

著作権者の委託を受けて（書協ヒナ型
の場合、第十九条を適用して）二次的使
用に関する処理にあたったことがあるの
は六〇社（二七・六%）で、前回調査の
二七社（一四%）に比べて倍増してい
る。その内訳、契約書の有無、許諾の条
件は、第2表の通りである。

六、著作権使用料は印税が一括払いか
著作権者への支払いを、すべて印税方
式で行っているのは二二〇社（四五%）、
契約中九割以上を印税としている社は六
七社（二五%）、八割以上二五社（九

	許諾例 有り	契約書有り	許諾の条件				M.A
			出版権使用料	平均使用料率	出典明示	献本	
延べ社数	248社	126社(50.8%)	98社(39.5%)	2.30%	194社(78.2%)	183社(73.8%)	
文庫	67社	45社(67.2%)	43社(64.2%)	2.29%	38社(56.7%)	40社(59.7%)	
個人全集	67社	35社(52.2%)	25社(37.3%)	2.28%	54社(80.6%)	50社(74.6%)	
その他	32社	15社(46.9%)	14社(43.8%)	2.38%	26社(81.3%)	24社(75.0%)	
部分収録	82社	31社(37.8%)	16社(19.5%)	2.27%	76社(92.7%)	69社(84.1%)	

第1表 二次出版社店の書籍1冊内の%は、書籍刊行社数に対する比率を表す。

（%）、五割以上一八社（七%）で以上を合計すると二三〇社（八六%）となる。他に、五割未満の社は一五社、すべて一括払いの社は三社であった。

	許諾例 有り	契約書有り	許諾の条件			M.A
			出版社への支払	出典明示	献本	
延べ社数	105社	67社(63.8%)	51社(48.6%)	71社(67.6%)	23社	
翻訳	31社	30社(96.8%)	29社(93.5%)	22社(71.0%)	23社	
放送・録音	24社	13社(54.2%)	9社(37.5%)	15社(62.5%)	—	
映画・演劇	18社	8社(44.4%)	3社(16.7%)	14社(77.8%)	—	
T V 放映	23社	11社(47.8%)	5社(21.7%)	13社(56.5%)	—	
その他	9社	5社(55.6%)	5社(55.6%)	7社(77.7%)	—	

第2表 二次的使用処理の実態()内の%は、許諾例有る社数に対する比率。

ち、すべて発行部数を基準にしている社は一九社（四九%）であった。これに対し、すべて実売部数を基準にしている社は四八社（三〇%）で、これに、契約のすべてではないが実売部数制も採用している社を加えると二二六社（五二%）となる。前回調査時の八四社（四四%）を上回り、半数をこえた。

二・社、初刷の六十九冊保証六社、五冊
保証二四社、三冊保証三社などである。
八、今後希望するヒナ型
新たに書協で作成することを希望する
ヒナ型をあげたのは一七一社（六四%）
で、その内訳は次の通りである。

復写複製が出版物の売行きに与える影響について、回答の内訳は次の通りである。

自社出版物が国外で無断出版されたことのある社は九七社（三六%）にものぼり、その相手別社数は次の通りである。

台湾	六七社	フィリピン	三社
韓国	六四社	アメリカ	三社
中国	二四社	香港	三社
朝鮮	五社		二社
	その他		

法的に対抗することはできず、対象を講じた社のほとんどが、抗議したが反応なし、というのが実情。しかし、今後委員会として何らかの研究をする必要が痛感されるところである。

自社出版物が、官庁、学校、会社その他で複数複製された事実がある。と答えた社は五四社（二二〇%）、あると回答した社は一二四社（四六%）、ない、と答えた社は六〇社（二三%）である。

一一、フォトコピーの影写

◆各種相談室の二案内
当協会では、会員の皆様の手助けとして、左記相談室を開設しています。相談料は無料、内容の秘密は厳守します。予め事務局に電話（二六八局一三〇一番）で予約申込みの上、ご利用下さい。

◆著作・出版権相談室（第二、第四水曜日）

7月13日（水）	1時半から
7月27日（水）	1時半から
7月6日（水）	1時半から
7月20日（水）	1時半から

著作権侵害を妨げない制度の欠陥

—台湾の実状—

W I P O 国際フォーラム報告・その3

今回は台湾著作権所有者協会出版物部長・林海央（英文リポートでは「Hai Hsiang」漢字は書協當字の当字）氏の報告を紹介する。著作権の侵害とか、海賊版の問題を云々する時、わが国（日本）では、特に台湾のそれが引き合いに出され、事実その被害に困惑している日本の出版社もある。林海央氏の報告によると、著作権の侵害は、台湾では、特に、法律を含む制度の欠陥によることが明瞭である。

台湾では、判決が六ヶ月以下の懲役である場合は、刑に服する代りに、一日当たり三銀または九台灣ドル（約六〇円）の罰金を支払えばよいことになっており、然も、書籍の著作権侵害の裁判で、六ヶ月以上の懲役判決を受けたという実例は、おそらく一度もなかった。

「中等学校英語の手引き」の著作権者をつきとめた極東出版株式会社は、その調査と弁護士の費用に四万台湾ドル（約一、七四〇円）の罰金を支払って、慄々と退廷した。

また、台湾では、「知らずに、つまり、故意ではなく、犯した罪は免じられる。

（約一、七四〇円）の罰金を支払って、高裁判所は、地方裁判所の判決をくつがえして、被告人を無罪とした。

有名なコラムニスト向芳氏（H. Fan）

（書協當字）は、「この判決は、海賊版製作者に好都合なドアを開いてしまった。先ず、海賊版印刷業者は、本の表紙をえられていない限り、そして又、むしろ堂々と印刷した方が、知らなかつたことの誕生になるし、彼らを守る護符にもなる」と評している。「どんな製造業者も

販売業者も、自分たちが、法的に、何をしているのかということを知っている。ならば、その人間は、ビジネスに身を置く資格はない筈なのに……」と向芳氏は嘆いている。

海賊版は、白黒刷りだけではなく、上た一万五千枚のシートと、三四枚の刷版が発見された。周華出版社は、この事件は、一九八一年の五月末に法廷に持ち込まれ、被告人は、八ヶ月の懲役を言い渡された。八ヶ月の懲役は罰金では免除されないから、被告人は上告した。上告審に於て、被告人は、その仕事を引き受けた際、本の表紙を渡されていなかつたのを主張し、裁判所は、被告人の教育程度が低く、百科辞典などといふものは使つたこともなく、何もとんと存知なかつたということ、および、発見された海賊版刷りは、極く簡単に、大きづばな場所に置いてあつたもので、若し、その作業が、著作権を侵害する違法行為であることを知っていたとしたら、隠しておくだろから、これは、知らずに行つたもので、犯意はなかつたとした。かくして、高等裁判所は、

がけるようになり、地下組織を作つて、全島に、四百以上の屋台を所有し、そのうち、二百以上を移動式販売とした。楊は、幾度も法廷に呼び出されたが、誰かを見つけては解放に成功して來た。今は、回千人の人が、小型トラックを買ひ、一日に二~三千ドルを探している。

児童向けの貞執な著者石平章（又は史吳章、石位章）Hsieh Wei-chang（書協當字）氏は、「著作者や出版業者は、がかりして、もう書いたものを出版したり手に印刷された四色版もある。それらが発見された。周華出版社は、この事件面に山積みにされ、定価の六〇パーセント引きで売られる。海賊版の製作者は、慣習もなく、新聞に五〇パーセント引きの広告を出したり、学校に納入したりも於て、被告人は、その仕事を引き受けた際に、本の表紙を渡されていなかつたので、その本が、著作権法で保護されているものであることを知らなかつた」ということを主張し、裁判所は、被告人の教育

程度が低く、百科辞典などといふものは使つたこともなく、何もとんと存知なかつたが、故で言えば、正規のオリジナル本より多く出来わっていた。

この頃の海賊版は、オリジナル版が、大金を投じた美しい色刷の押し絵入りの全集ものであつても、それを通りに再製する。

楊錦昌（Yang Chin-chang 漢字は書協當字）は、印刷会社の労働者であったが、二年前、桃園（Taoyuan）書協當字に夜店を開いて繁昌してからは、オートバイを買って本を積み、台湾車を売り歩いて大当たりし、やがて、自ら製作を手がけたようになり、地下組織を作つて、

がれるようになり、地下組織を作つて、全島に、四百以上の屋台を所有し、そのうち、二百以上を移動式販売とした。楊は、幾度も法廷に呼び出されたが、誰かを見つけては解放に成功して來た。今は、回千人の人が、小型トラックを買ひ、一日に二~三千ドルを探している。

児童向けの貞執な著者石平章（又は史吳章、石位章）Hsieh Wei-chang（書協當字）氏は、「著作者や出版業者は、がかりして、もう書いたものを出版したり手に印刷された四色版もある。それらが発見された。周華出版社は、この事件面に山積みにされ、定価の六〇パーセント引きで売られる。海賊版の製作者は、慣習もなく、新聞に五〇パーセント引きの広告を出したり、学校に納入したりも於て、被告人は、その仕事を引き受けた際に、本の表紙を渡されていなかつたので、その本が、著作権法で保護されているものであることを知らなかつた」ということを主張し、裁判所は、被告人の教育程度が低く、百科辞典などといふものは使つたこともなく、何もとんと存知なかつたが、故で言えば、正規のオリジナル本より多く出来わっていた。

この頃の海賊版は、オリジナル版が、大金を投じた美しい色刷の押し絵入りの全集ものであつても、それを通りに再製する。

新刊図書展示会を検討

本年十月山口市で開催の予定

するかなどの意見が出された。
二十三日の委員会では、展示会に対する出版社の意向も反映させるため、出版

圖書館委員会は五月十二日(木)三時半から、二十三日(月)一時半からの二回にわたり委員会を開催し、本年十月、山口市で開催される全国図書館大会の際の、新刊図書展示会の開催方法について検討した。

十二日の会合には、日本図書館協会から出席があり、図書館協会側から、山口県下の図書購入予算との関係から、今回は展示後の図書引取り問題がポイントである。それを考慮すると選定図書を中心の展示とすると、比較的対応が容易であること。平賀金員会の年間選定図書はおよそ六千点あることなど、展示図書に

ついての希望意見が出された。これに対し出版社側委員から、選定図書に限定していいくこととした。また、日録の作製方法や今回の取扱い取次会社は地元書店の希望などから、東販に依頼しているなどと決めた。

賃金状況調査方法研究

各項目の内容など再検討

人事福利研究委員会は、五月十九日三時から委員会を開催し、同委員会で毎年

十月一日現在で会員社対象に行っている賃金状況調査票の各項目について検討し

た。

この検討では、使用している用語が、わかりやすいか否か、不足している項目、答えてにくい項目はないかなどの検討を行った。特に退職一時金の項目、年金の項目など、最近業界の関心事となっている点について、従来の形での回答が現状にあつたものであるかどうかを検討し、項目に若干の変更を加えるとともに、必要に応じ別途調査を行っていくこととした。また社会保険料の負担率は、何を基準としているかなどの意見交換もし、説明を加えていくことにした。こうして、各項目について回答しやすい形とし、回答率を上げる努力を行っていくこととした。

文部省の三部会長、著作出版権委の副委員長において検討の結果、理事会の了承を得て回答を、日本音楽著作権協会へした。この回答は、(1)標準使用料を前回金額の50%増へ、(2)著作物規程しその位置付けを明確にする、(3)定価のある場合の最低使用料を設置しないことなどである。

このたび、出版の使用料規程について日本音楽著作権協会から四月一九日付で修正案が提示された。この修正案は、(1)標準使用料を前回提示金額の二五%減へ(2)学術専門書について減額措置を講じるなどである。

この修正案について当協会は、人文、

書協会が引取る側の事情も考慮し選定書協会が選定されることとした。また、日録の作製方法や、今回の取扱い取次会社は地元書店の希望などから、東販に依頼しているなどと決めた。

ているのである。登録は、茶番劇になり果てているのである。

而賊版の横行には様々な理由があろうが、法の抜け、法廷裁判が適切な洞を与えていないこと、法の執行者が、それを放置していること、及び、社会のモラルの低下などであるが、ようやく、「一九七九年、内務省は、「一九四九年以來の大掛かりな著作権法改正案を作ることを認め、書籍出版業者、著作権所有者、学者らに意見が求めた。そのため、特に、著作権所有者への罰の加重が全面的に承認され、登録済みの他人の作品を許可なく印刷した者に対する懲役は、「二」五年に、罰金は二二三千ドル(二三七一九万五千円)になる予定である。しかし、改定案にも、再び、「故意に製造印刷したり、売買した者は」とあり、出版業者は、この言葉の削除を進言した。しかし、当局は、盗品と知らずに持っている者を罰することが出来ないと同様の取扱いということで却け、そのまま、行政院に提出した。この言葉が残される限り、台湾は、依然として、海賊版のパラダイスとなり、良識ある人々の大きな恥辱となるだろうと、林海央(書協会員)報告書は言っている。「もう、こうなれば、各主要都市に、特別に著作権だけを扱う裁判所を設置して、出版業に精進した裁判官が、その特別専門の手腕を以て、著作権の侵害が、故意に行われたのかどうかを判定すべきだ。間違った情に傾く態度は、事態をいつそう悪くする」と、国語(Kuo-yu)ディリー・ニュース社の書籍出版編集者林良(李良)氏も言っている。

出版関係春の受章者

本年春、出版関係者で歓熱の栄に浴された方々は、左の通りである（敬称略）

◇ 熱一等瑞玉章

野間省一（講談社・名誉会長）

◇ 熱四等瑞玉章

佐々木国雄（日本文教出版・社長）

◇ 熱四等瑞玉章

細江敏（彦根・天辰堂・社長）

◇ 熱五等瑞玉章

安保信太郎（神戸・漢口堂書店・社長）

◇ 熱五等瑞玉章

深田志郎（大阪・深田書店・社長）

◇ 熱五等瑞玉章

祝い申し上げます。また出版関係者による祝賀会は、六月七日、日本出版クラブ

◇ 熱五等瑞玉章

れた野間省一氏は、当協会の名誉会長、

昭和三十五年から同四十五年までは当協会会長であった。今日の受章を心からお祝い申し上げます。

なお、このたび熱一等瑞玉章を受章さ

◎ 五月中の役員会 ◎

5月10日（火）第二回常任理事会

協議事項（一）通常総会に関する件（二）周年記念事業委員会に関する件

その他 報告事項（一）近刊凶書情報連絡委員会について（二）日本出版総目録の進行について

（三）その他

5月24日（火）第二回理事会

協議事項（一）退会社に関する件（二）周年記念事業委員会の設置に関する件

書コード認出金に関する件（四）読書推進運動に関する件（五）国際出版連合メキシ

コ大會に関する件（六）その他

報告事項（一）会員ならびに経理状況について（二）日本出版総目録の進行について

（三）返品減少問題についての研究会の討議について（四）著作出版権問題について

（五）新媒体の研究について（六）その他

（七）著作権問題について（八）その他

5月中の会議日誌

4日(水)出版経理相談室 1~5時	18日(水)日本音楽著作権協会と 使用料問題懇談 3~5時
10日(火)第2回常任理事会 12~2時 （一）昭和58年度通常総会 2~4時	19日(木)人事総務研究委員会 3~5時 （一）著作出版権委員会運営委員会小委員会3~5時
12日(木)文学藝術・辞典学習書 児童部会合同講演会 2~4時 （一）図書館委員会 3時半~5時	23日(月)図書館委員会 1時半~3時 （一）音楽著作権使用料問題 打合せ会 3~5時
13日(金)著作出版権相談室 1~5時 （一）音楽著作権使用料問題 打合せ会 3~5時	（一）販売委員会流通問題小委員会研究会（取扱と合 同） 3~5時
16日(月)自主規制団体と都との 打合せ会 1時半~3時 （一）著作出版権委員会第1 分科会小委員会合同 3~5時	24日(火)第2回理事会 3~5時 25日(水)著作出版権相談室 1~5時 （一）著作出版権委員会第2 分科会 3~5時
18日(水)出版経理相談室 1~5時	30日(月)著作出版権委員会運営委員会小委員会3~5時 31日(火)日本書籍総目録実行委員会 12~2時

会館において開催される。

韓国を当協会代表 団七名が訪問

大韓出版文化協会と当協会の定期交流が行われているが、このたびかねてから懇意であるた、当協会代表の大韓出版文化協会の訪問が行われた。今回の参加者は、服部敏幸理事長、今村広、岡本美雄、前田定治の三常任理事、鷹渥年祐、横山実の二理事、三品鼎小学館の七氏であった。一行は五月二十七日発、当日は大韓出版文化協会幹部と、新媒體、著作権問題、I.P.A.メキシコ大会、両国の交流強化問題などを主テーマに懇談を行った。翌二十八日は懇親・懇談の一日を過ごして、二十九日夕刻帰国した。なお、

ト ラ ッ ク 業 者 か ら
夏期統一休暇申入

取次協会石川会長から、当協会服部理事長宛、東京路線トラック協議会の出版物取扱い業者より、取次協会に対し夏期統一休暇の申し入れがあり、これに対し出版社も協力してほしい旨の依頼文書が寄せられた。

毎年定期的に大韓出版文化協会から、出版人の来訪が当協会に対し行われている。当協会からの代表訪問は二回目。

当協会は例年のことであり、事情勘案して事前に取次会社と打合せ、混亂のないよう取扱っていくことにした。



○ 代表者変更
○ 電話番号ダイヤルイン

経済往来社・新代表者・澤田久泰
三八一七七〇〇、總務部・二三八一七七〇五、営業・二三八一七七八七

実教出版社会社・電話代表・東京二

三八一七七〇〇、總務部・二三八一七七〇五、営業・二三八一七七八七